

市道の供用開始に関する告示

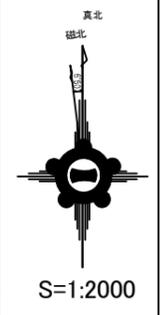
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から2週間建設部道水路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月18日

一宮市長 中野 正康

位置図



- 【凡例】**
-  供用を開始する区域
 -  供用開始の区間 起点
 -  供用開始の区間 終点

